

■ 医療法並びに省令による、院内掲示事項

1 管理者の氏名 院長 山崎 一明 副院長 大畑 貴裕

2 診療に従事する医師の氏名

【 内科 リハビリテーション科 】

山崎 一明 八木 健介
岩崎 信二 清藤 啓之 麻生 悌二郎
高知大学医学部非常勤医師

【 精神科 心療内科 】

大畑 貴裕 大崎 千栄 亀 知秀 西原 利貴 赤川 芳樹
藤戸 良輔 高橋 秀俊 赤尾 敦 岩村 久

3 医師の診察日、診療時間（診察表参照）

4 建物の内部に関する案内（院内案内図参照）

■ 療養担当規則に基づく、院内掲示事項

1 入院基本料等の施設基準等の届出について

● 療養病棟入院基本料1（受理番号 第124号）

療養病棟では、1日に14人以上の看護要員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受持数は5人以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護要員1人当たりの受持数は22人以内です。

● 精神病棟入院基本料15:1（受理番号 第69号）

精神病棟では、1日に9人以上の看護職員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持数は9人以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受持数は21人以内です。

● 精神療養病棟入院料（受理番号 第10号）

精神療養病棟では、1日に7人以上の看護要員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受持数は12人以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護要員1人当たりの受持数は17人以内です。

当病棟の配置指定医は、亀知秀です。

● 認知症治療病棟入院料1（受理番号 第4号）

認知症治療病棟では、1日に13人以上の看護要員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受持数は6人以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護要員1人当たりの受持数は23人以内です。

※ なお、当院では患者さんの負担による付き添い看護は、行っておりません。

2 その他の施設基準の届出について

当院は、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、認知症患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料、精神科作業療法、精神科ショート・ケア(小規模なもの)、精神科デイ・ケア(小規模なもの)、看護配置加算、看護補助加算2、療養病棟療養環境改善加算1、精神科身体合併症管理加算、感染対策向上加算3、糖尿病合併症管理料、検体検査管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、時間内歩行試験、CT撮影、医療保護入院等診療料、入退院支援加算2、精神科入退院支援加算、在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料、通院・在宅療法「注8」に規定する療養生活継続支援加算、精神科退院時共同指導料1及び2、認知症ケア加算1、患者サポート体制充実加算、医療安全対策加算2、診療録管理体制加算3、データ提出加算1、医療情報取得加算、外来・在宅ベースアップ評価料①、入院ベースアップ評価料⑱の届出を行っています。

3 当院の保険外負担について

当院では、以下の項目について使用量や回数により自己負担をお願いしています。

洗濯代(職員が代行する場合)	1回につき	330円(税込)
診断書等文書料	1枚につき	1,100円～11,000円(税込)
亡くなられた後の処置		5,500円(税込)
病衣代	1日つき	44円(税込)
氷代	1袋につき	33円(税込)
家族の希望による付添食	朝食	330円(税込)
	// 昼食・夕食	440円(税込)
家族の希望による付添い布団	1日	220円(税込)
家族の希望による付添いベット	1日	220円(税込)
検診		6,600円～8,800円(税込)
妊娠反応	1回の検査	1,012円(税込)
容器代(外来のみ)	1個につき	55円(税込)
食事エプロン(1回きり使用、1箱50枚入り)		396円(税込)
介助浴で使用するシャンプー等	半月につき	55円(税込)
診療録の開示手数料(写しの交付料1枚につき)		110円(税込)
交通費(往診、退院前訪問時等)		規定単価による
紙オムツ及び紙パンツ等は別紙掲載		

※ ご家族の希望により付添いされる時は、事前に付添い許可証を提出して頂きます。なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用や、「施設管理費」等の曖昧な名目で費用の徴収は、法令により認められておりませんので負担をお願いすることはありません。

4 入院時食事療養(Ⅰ) (受理番号 第182号)

当院は、厚生労働大臣の定める基準による食事の提供を行っている保険医療機関で、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

5 入院時生活療養(Ⅰ) (受理番号 第182号)

当院は、療養病床における65歳以上で入院基本料を算定している方は、入院時生活療養費として厚生労働省の規定による金額を徴収いたします。